

# 社団法人 日本女医会定款

(平成 21 年 7 月 24 日一部改訂)

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人日本女医会という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都渋谷区渋谷 2 丁目 8 番 7 号に置く。

(支 部)

第 3 条 この法人は、総会の決議を経て必要と認める地に支部を置くことができる。

## 第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 4 条 この法人は、医学に関する調査研究、医療の普及および公衆衛生の向上ならびに女医相互の啓発および親睦を図り、もって女医の社会的使命の遂行と国民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 医学に関する諸般の調査研究およびこれに対する助成
- (2) 医学に関する研究会および講演会の開催および後援
- (3) 医療の普及（医療奉仕を含む）およびこれに対する助成
- (4) 公衆衛生の向上およびこれに対する助成
- (5) 機関紙の発行
- (6) 国際女医会に対し加盟団体としての活動
- (7) 会員相互間の親睦および相互扶助その他前条の目的を達成するために必要な事業
- (8) (1) から (7) までに掲げる事業を行なうための収益事業

## 第 3 章 会員および準会員

(会 員)

第 6 条 この法人は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正 会 員 日本の医師免許を有する婦人でこの法人の目的に賛同し、理事会の決議により入会を許可された者
- (2) 特別会員 日本の医師免許を有する外国婦人または外国の医師免許有し日本に在住する外国婦人であって、会員 2 名以上の推薦をうけ、理事会の決議により入会を許可された者

2 この法人に対し特に功労があった正会員に対して、総会の決議により名誉会員の称号を与えることができる。

(準 会 員)

**第7条** この法人に、次の準会員を置くことができる。

- (1) 賛助会員 この法人に対し特別の協力援助のあった者で理事会の承認を得た者を賛助会員とする。
- (2) 学生会員 この法人に対して協力援助のあった医学生で理事会において承認を受けたものを学生会員とする。

(会費および入会手続き)

**第8条** 入会を希望する者は、総会で定める会費を添えて入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会員および準会員の義務)

**第9条** 会員は、会費納入の義務を負う。

2 会員および準会員は、この法人を政治的または私益のために利用してはならない。

(資格喪失)

**第10条** 会員および準会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退 会
- (2) 死亡または失踪宣告
- (3) 後見または保佐開始の審判
- (4) 除名

(退会手続)

**第11条** 会員および準会員で退会しようとする者は、退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

**第12条** 会員および準会員が次の一に該当するときは、総会の3分の2以上の決議を経て除名することができる。

- (1) 会費の滞納が長期にわたったとき
- (2) この定款に違反しまたは会員および準会員としての義務に違反したとき
- (3) この法人、会員、もしくは準会員の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為があったとき

(既納会費)

**第13条** 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

## 第 4 章 役員および職員

(役 員)

**第14条** この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 21名以上25名以内 (うち会長1名、副会長3名を含む)
- (2) 監 事 2名(うち1名は部外者)

(理事、監事、会長および副会長の選任)

**第15条** 理事および監事は、総会で選任する。

- 2 会長は理事の互選とし総会の承認を受ける。
- 3 理事および監事は、相互にこれがかねることはできない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働省に届け出なければならない。
- 5 監事に異動のあったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(会長、副会長の職務)

**第16条** 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定めた順位により会長に事故のあるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(理事および監事の職務)

**第17条** 理事は定款および総会の議決にもとづいて会務を執行する。

- 2 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産および会計の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は厚生労働大臣に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは第4章又は第5章の規定にかかわらず、総会又は理事会を招集すること。

(役員任期)

**第18条** 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠(又は増員)による役員任期は、前任者(又は現任者)の残任期間とする。
- 3 辞任または任期が満了した役員は、後任者が就任するまではなおその職務を行なう。

(解任)

**第19条** 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

**第20条** 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(評議員)

**第21条** この法人に、評議員を置く。

- 2 評議員は、各支部の支部長がこれにあたる。
- 3 評議員は、理事会の諮問に応じる。

- 4 評議員の任期については、前条の規定を準用する。
- 5 理事は評議員を兼ねることはできない。

(職員)

**第22条** この法人の事務を処理するため、若干名の職員を置く。

- 2 職員の任免は、理事会の決議を経て会長が行なう。

## 第5章 会 議

(会議の種別)

**第23条** 会議は、総会、理事会および評議員会とし、総会は通常総会および臨時総会の二種とする。

(会議の構成)

**第24条** 総会は、第6条の会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 評議員会は、評議員をもって構成する。

(会議の機能)

**第25条** 総会はこの定款を別に規定するものの外、つぎの事項を決議する。

- (1) 事業計画および収支予算
  - (2) 事業報告および収支決算
  - (3) その他、本法人の運営に関する重要な事項
- 2 理事会はこの定款に別に規定するものの外、つぎの事項を決定する。
    - (1) 総会の決議した事項の執行に関する事項
    - (2) 総会に付議すべき事項
    - (3) その他総会の決議を要しない会務の執行
  - 3 評議員会は、この定款に別に規定するものの外、つぎの事項を審議する。
    - (1) 総会に付議する事項
    - (2) 理事会が必要であると認めた事項

(総会の開催)

**第26条** 通常総会は、年1回会計年度終了後60日以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の場合に開催する
  - (1) 理事会が必要と認めたとき
  - (2) 会員の5分の1以上より会議の目的たる事項を示して請求したとき
  - (3) 第17条第2項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(総会の招集)

**第27条** 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は前条第2項第2号の場合には、請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。
- 3 総会を召集するには、会議の議事事項および日時、場所等を記載し、かつ書面をもって表決をなし、もしくは表決を委任し得ることを付記した書面に該委任もしくは表決用紙を添付し、少なくとも10日前に会員に送付しなければならない。

(総会の議長)

**第 28 条** 総会の議長は会議のつど出席会員の互選でこれを定める。

(総会の定足数および表決数)

**第 29 条** 総会は、総会員数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

- 2 この定款に別に定める場合を除いて、議事は出席会員の過半数をもってこれを決する。
- 3 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者または表決の委任者は、総会に出席したものとみなす。

(総会議事録)

**第 30 条** 総会の議事録は、議長が作成し、議長および当該総会で選出された 2 名の議事録署名人がこれに署名捺印する。また、議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

(理事会)

**第 31 条** 理事会は、年 6 回以上会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、理事の過半数より会議の議事事項を示して請求があつたとき、または第 17 条第 2 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があつたときは臨時に理事会を招集することができる。

- 2 理事会の議長は会長とする。
- 3 理事会は、過半数の出席がなければこれを開催することはできない。
- 4 この定款に別に規定する場合を除いて、議事は、出席理事の過半数よりこれを決する。
- 5 理事会は、理事会の議事録を作成し、指名された出席役員がこれに署名捺印する。また、議事録には、次の事項を記載しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項

(評議員会)

**第 32 条** 評議員会は、年 1 回以上会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたときまたは評議員の 3 分の 1 以上の請求があつたとき臨時評議員会を招集する。

- 2 評議員会はこの定款の別に規定する場合を除き、総会に関する規定を準用する。
- 3 評議員会の議長は、出席評議員の互選によって定める

## 第6章 資産および会計

(資産)

**第33条** この法人の資産は、つぎに掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初寄付された別紙財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金
- (6) その他の収入

(経費)

**第34条** この法人の事業遂行に要する経費は、資産をもってあてる。

(資産の管理)

**第35条** この法人の資産は、会長がこれを管理し、総会の決議によって確実な有価証券の購入、信託銀行への信託、定期郵便貯金あるいは定期預金として会長が管理する。

(事業計画及び予算)

**第36条** 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣に届けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(収支決算)

**第37条** この法人の収支決算は、毎会計年度終了後1カ月以内に会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および会員の異動状況書とともに、公益法人会計の基準に基づき、監事の意見をつけ、理事会の決議ならびに評議員会、総会の承認を受けて厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算は公益法人会計の基準に基づき、理事会の決議ならびに総会の承認を受けるものとする

(収支予算外の義務負担および権利の放棄)

**第38条** 収支予算で定めるものを除く外、新たに義務を負担しまたは権利の放棄をしようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

(会計年度)

**第39条** この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

## 第7章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

**第40条** この定款の変更は総会、理事会および評議員会において、それぞれ総構成員の3分の2以上の同意を得、かつ厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(解散)

**第41条** この法人の解散は、総会、理事会および評議員会において、それぞれ総構成員の4分の3以上の同意を得、かつ厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(解散に伴う残余財産の処分)

**第 42 条** この法人の解散に伴う残余財産は、総会、理事会および評議員会において、それぞれ総構成員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ厚生労働大臣の認可を受けてこの法人の目的に類似の目的を有する公益団体に寄付する。

(資料等の情報公開)

**第 43 条** この法人の収支決算は、次の業務および財務等に関する資料について、原則として、一般の閲覧に供する。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業報告書
- (5) 収支計算書
- (6) 正味財増減計算書
- (7) 貸借対照表
- (8) 財産目録
- (9) 事業計画書
- (10) 収支予算書

## 第 8 章 補 則

(細 則)

**第 44 条** この定款の施行についての細則は、総会および理事会の議決を経て別に定める。

付 則

この定款は、厚生大臣の認可があった昭和 45 年 2 月 28 日から施行する。

付 則

この定款の変更は、厚生大臣の認可があった昭和 63 年 10 月 11 日から施行する。

付 則

この定款の変更は、厚生労働大臣の認可があった平成 21 年 7 月 24 日から施行する。

# 社団法人 日本女医会定款施行規則

## 第1章 会 員

(会 費)

**第1条** 会費の年額および徴収方法は、総会の議決を経てこれを定める。

2 会長は、理事会に諮り特に必要と認めた会員に対し、会費の減免をすることができる。

(資格喪失)

**第2条** 会費の滞納が長期とは3カ年とする。

## 第2章 役 員

(役 員)

**第3条** 定款第14条に規定する理事は21名～25名とする。

2 会長は連続3期、理事は連続5期までとする。幹事は連続2期とする。

3 全ての役員は立候補時、75歳未満とする。

## 第3章 役員を選出

(選出の総則)

**第4条** 役員を選出は、選挙によって行なうものとし、特別の定めがあるものを除くほか本章の定めるところによる。

(理事の選出)

**第5条** 理事の当選は、上位得票順とする。

(告 示)

**第6条** 選挙の告示は、期日の90日前とし、これを選挙人に通知しなければならない。

(選挙人・被選挙人)

**第7条** 選挙人は、選挙の90日前までの正会員とする。被選挙人は、入会后3年経た正会員とし、会費完納者とする。

(選挙管理委員会)

**第8条** 選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

2 会長は役員改選の年次においてのみ90日前に選挙管理委員会を設置する。

3 選挙管理委員は5名以上9名以下とする。

4 選挙管理委員長は会長が指名する。

(投票様式)

**第9条** 投票の様式は選挙管理委員会が定め、理事会に諮る。

(投 票)

**第10条** 選挙は出席会員の無記名投票とし委任状による投票は認めない。

(理事の選挙方法)

**第11条** 理事の選挙は7名の連記とする。

(役員を選出)

**第12条** 会長は理事の互選とし、総会の承認を得る。

(副会長の選出)

**第13条** 副会長は理事の互選とし、総会の承認を得る。

(監事の選出)

**第14条** 監事は総会において出席会員により選出される。

(監事の選挙方法)

**第15条** 監事の選挙は単記とする。

(投票の無効)

**第16条** 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの
- (2) 候補者氏名以外のことを記載したもの
- (3) 候補者氏名の確認できないもの
- (4) 定数を超えるものおよび定数にみたないもの
- (5) その他、選挙管理委員会が無効と認めたもの

(立候補届)

**第17条** 立候補者は選挙の告示があった日から選挙の日の60日前までに立候補届を文書で選挙管理委員会に届出なければならない。

2 前項の届出書類は下記のものとし、日本女医会規定の用紙を用いることとする。

- (1) 立候補届
- (2) 規定の履歴書

(立候補辞退)

**第18条** 立候補者は選挙の行なわれる当日の総会開催前までに選挙管理委員会に届出し、その候補者たることを辞することができる。

(候補者の告示)

**第19条** 選挙管理委員会は候補者一覧表を作成し選挙期日10日前までに選挙人に通知しなければならない。

(候補者の掲示)

**第20条** 選挙管理委員会は選挙の当日投票所の見やすい場所に候補者の氏名を掲示しなければならない。

(無投票当選)

**第21条** 候補者の数が当該定数であるときは投票は行なわない。

(当選人)

**第22条** 得票数が同数であるときは決選投票により当選人を定める。

(欠員の補充)

**第23条** 理事に欠員が生じたときは次年度総会において選出する。

2 監事に欠員が生じたときは次年度総会において選出する。

## 第4章 評議員および予備評議員

(評議員および予備評議員)

**第24条** 各支部に評議員および予備評議員1名を置く。

- 2 各支部は役員任期満了の年の3月末日迄に評議員および予備評議員を選出し、本部に届出なければならない。
- 3 予備評議員は評議員に事故ある時は、これを代行する。
- 4 評議員は正当な事由がない時の交代を認めない。

## 第5章 会 計

(責 任)

**第25条** 本会の会計は理事会が責任を負うものとする。しかし、その出納事務を処理する職員は、その事務処理の限りにおいて責任を負うものとする。

## 第6章 委 員 会

(委員会)

**第26条** 会長が必要と認める場合に委員会を設置することができる。

- 2 会長は役員改選の年次においては、選挙管理委員会を設置する。

## 第7章 ナショナル・コーディネーター

(ナショナル・コーディネーター)

**第27条** 本会にナショナル・コーディネーターを1名おく。

(ナショナル・コーディネーターの委嘱)

**第28条** ナショナル・コーディネーターは理事の中からこれを選出し、会長がこれを委嘱する。

(任 期)

**第29条** ナショナル・コーディネーターの任期は、日本女医会役員との任期と同じとする。

## 第8章 顧 問

(顧問)

**第30条** 会長経験者を顧問に委嘱することができる。